

公園施設損傷通報システムについて

1. 概要

浜松市ライン公式アカウント「しゃんべえ情報局」の各種通報サービス内に、「公園施設損傷」のメニュー画面を追加し、より幅広く市民からの情報を集約することで、安全・安心な公園施設の運用を図る。

2. 利用条件

- 公園施設の損傷を発見した際に、スマートフォンから写真・位置情報付きで浜松市へ情報を提供する。
- 公園施設（遊具、トイレ、園路・広場、手洗い・水飲み、ベンチ及び照明）が通報の対象となります。
- 公園施設の危険箇所・要修繕箇所であれば通報可能となります。
- 通報を受けた内容に関しては、状況を確認の上、対応方針を判断していきますが、必ず修繕等を行うものではなく、経過観察とさせていただく場合もあります。
- 通報は24時間可能ですが、現場対応にはお時間をいただく場合があります。

3. 運用開始日

令和5年10月1日（日） 午前8時30分

4. イメージ図

